

中関小学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月（6 月改訂）
防府市立中関小学校

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるおそれがある。このため、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民、地方公共団体、その他学校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。未然防止の取組を重要視すると共に「どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうるものである」との危機意識を常に持ち、いじめを受けている児童の権利利益を最大限養護し、尊厳を保持していかなければならない。

この「学校いじめ防止基本方針」は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく必要がある。また、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かし、さらに今後必要に応じて見直しを進め、よりいじめ防止に対応していくための取組を定めるものである。

第1部 いじめの防止等に係る基本的な考え方

1 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されており、本校においても法が示す定義を基に対応等を行うこととする。

また、いじめの判断、認知等については、国の基本方針(いじめの定義)に基づき行うこととする。

(2) 学校における基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に即して、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）のキーワードのもと人権意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

学校においては「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育、その他健全育成に係る取組などを総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、いじめの四層構造にも示されているように、いじめ行為が構造上の特徴から児童生徒のわずかな変化について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、速やかに学校いじめ対策組織と情報共有し、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援が必要である。

2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

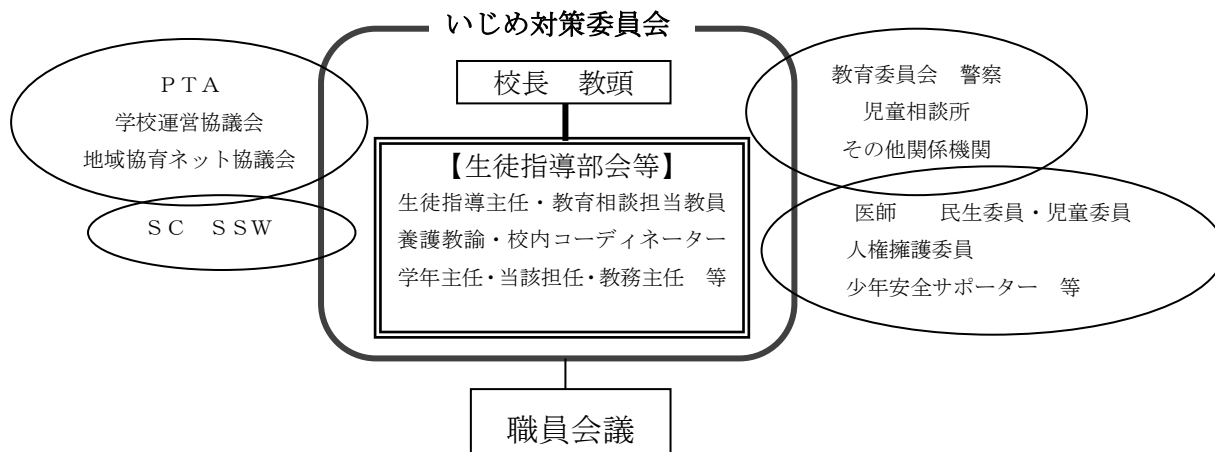
(1) 「いじめ対策委員会」の設置

本校においては、法が定める「いじめ対策組織」の中に「いじめ対策委員会」を置く。これによって、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組の中核として組織で対応することにより特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てができるようにする。

当該委員会は、いじめの防止等にかかる取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目への位置付けや学期に1回の「いじめ対策委員会」の開催により、本校のいじめ対策について「未然防止」「早期発見・早期対応」「重大事態への対応」の視点からPDCAサイクルによる検証等を行い、必要に応じて改善を図る。

また、当該委員会は管理職を含む組織的対策の中核となる生徒指導主任、教育相談担当、教務主任、学年主任、養護教諭、校内コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員（地域代表、PTA代表）、その他の関係者により構成する。

いじめ対策組織におけるいじめ対策委員会の位置づけ



(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を児童はもちろん、全教職員に徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させる。

○ 規範意識の醸成

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性の育成

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

○ いじめ防止・根絶強調月間の推進

毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、児童会による主体的な活動の充実を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

○ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

SCやSSW等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層推進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

○ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

学校の業務改善を推進し、教職員が児童と向き合う時間の確保に努める。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

本校では、いじめ防止の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定することとし、本校ウェブサイト等を活用して、広く周知を図ることとする。

第2部 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、発達支持的（R5）生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で児童について自由に話し合えるような人間関係が必要である。

○ 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

○ いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的に開催する。

生徒指導部会等における運営上のチェックポイント
☐ 定期的に（月 1 回程度）開かれているか。
☐ 各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。
☐ 話し合われた内容が、速やかに全教職員に周知され、理解されているか。
☐ 問題行動の報告・対応に終始していないか。
☐ 週 1 回程度、学年での生徒指導上の協議がなされているか。

○ 課題予防的（R6）生徒指導による未然防止

- ・ 特別活動における児童の主体的活動の機会を確保する。
- ・ 保護者へいじめ対策推進法などについてのプリントなどを配付し、啓発に努める。
- ・ 児童への情報モラル教育や保護者等へのネット問題啓発を充実させる。
（「大丈夫?!子どもたちのケータイ、スマホ」の活用）

○ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童が能力を最大限に発揮し、全教育活動を通して自己実現を図ることができるよう、開発的な援助の機能を重視する。

○ 児童の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

○ 児童理解

- ・ 日記・生活アンケート、教育相談カード等児童が書いたものや、日常的な児童とのかかわりをとおして、学級の実態把握と児童理解に努める。

○ 家庭・地域社会との連携

- ・ P T Aや学校支援ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明を行う。また、学校ウェブサイト等を活用し公開するなど、様々な方法で児童、保護者、地域に周知を図る。

○ 校種間連携の一層の推進

- ・ 異校種間の情報共有や児童への切れ目ない支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

○ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

- ・ 教員が行う業務の明確化を含む学校の業務改善を促進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

○ 学校いじめ対策委員会の周知

- ・ いじめの未然防止のための授業を、学校いじめ対策委員会の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が児童に容易に認識される取組を行うよう努める。

○ 指導上の配慮が必要な児童生徒

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員は個の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童などは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認などいわゆる LGBTs に係る児童に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 学校のすべての教育活動を通した取組

いじめを防止するためには、児童が学校の教育活動を通して、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるような「居場所づくり」に積極的に取り組む。

また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努める。

○ 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業に対する教員の心構え

児童にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。指導方法はもちろんのこと、授業に対する教員の姿勢から、人権感覚が養われる場でもある。たとえば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、そのことを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。児童同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。

- ・ 学び合いのある授業づくり

児童が自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、教員は授業を組み立てる中で、常に児童の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の児童へ投げ掛け、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

○ 特別の教科 道徳

- ・ 道徳的实践力を育む場として

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、児童の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

特に、山口県人権教育推進資料などに基づいた「いじめの未然防止」の道徳学習を取り入れ、放っておけば、いじめにつながる可能性のある場面や人間関係を取り上げることで、人権に対する意識を高め、生命尊重の大切さについての理解を深める。

- ・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教師を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「（改訂版）いのち・なかま・やくそくを大切にすると心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」等の活用により、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○ 特別活動等

- ・ 児童の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童会・クラブ活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定する。例えば代表委員会で人権意識を高めるような内容やいじめな

どの人権問題につながるようなテーマについて話し合う等、児童が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。また、委員会活動を中心として、あいさつ運動に継続して取り組み、あいさつボランティアを募ったり、家庭・地域にも協力を依頼したりして、地域ぐるみであいさつの輪を広げ、コミュニケーションの円滑化を図っていききたい。これらの取組を通じて、自己肯定感の高揚を図るとともに、他者の尊重等の素地を地道に養い、児童のいじめ問題の防止・解決につなげていくことが大切である。

また、1年生を迎える会や6年生を送る会など、異学年交流の集会において、お世話になった6年生に対する感謝の気持ちを持ち、それを今度は自分たちが1年生に振り向けていくという全校のよいつながりを意識できる機会を大切にしていきたい。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。

さらに、たてわり班活動や2学期に計画している「お楽しみ集会」では、アイデアを出し合って協力して楽しい催しを企画・運営し、たてわり班で一緒に遊ぶことを通して、児童の主体性を育てる具体的な場とし、全校での交流を深めていきたい。

○ 情報モラル教育

SNS、オンラインゲーム等によるインターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。また、保護者と情報を共有し、早期発見・早期対応に努める。

○ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童が自らの命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後の動向を踏まえながら導入を検討する。

(3) 「いじめ対策委員会」の取組

当該委員会には、学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかどうか確認するなど、定期的に評価・検証していくことが求められる。こ

のため、当該委員会に児童の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、素早く全教職員へ情報共有が図られるよう校内体制を確立する。また、対策組織にはいじめの相談・通報等の窓口としての役割も求められる。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置づける
「学校基本方針」において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

(5) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域社会と緊密に連携・協働して解決を図るよう努める。学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応を心がける。

○ 家庭との連携

- ・ 大人の意識の向上

入学時、各年度の開始時はもちろん、日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

- ・ 日頃からの信頼関係づくり

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

信頼関係づくりのポイント

- ☐ 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- ☐ 保護者の児童への思いを共感的に理解する。
- ☐ 保護者の願いを誠意をもって聴く。
- ☐ 保護者とともに児童を見守りながら歩む姿勢を示す。
- ☐ 保護者は児童を守り、児童の成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

○ 地域社会との連携

地域社会にも児童の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

・ 地域の環境づくり

P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや防府警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。

登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域社会の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

・ 児童の活動への支援

子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加するよう呼びかける。

○ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校での生活の状況等を家庭・地域社会に提供する。

情報発信の方法や場の例

（ 学校だより、生徒指導だより、学年・学級通信、P T Aだより、
学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、
P T A総会における協議、学校支援ボランティア、民生委員・児
童委員等との交流、学校運営協議会、地区懇談会 等 ）

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、いじりといわれる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景である事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に会わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。
- ・ しばしばいじられている児童について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

(1) 早期発見のための体制

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して早期に発見できる体制の構築に努める。

○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・ 学級担任だけでなく、専科教員、養護教諭等との連携を密にする。
- ・ 学校栄養職員、学校事務職員、SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童の様子をきめ細かく把握する。
- ・ 学校評価に係る児童・保護者アンケート、定期教育相談、週1回生活アンケート、個人面談等により、児童、保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 全校体制での校内組織のもと、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報共有を図る。

○ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ対策委員会」に加える。また、校務分掌上、適切に位置付け、ＳＣ等、専門家と緊密な連携を図る。

○ 「いじめ対策委員会」の設置・役割

- ・ 当該委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。
- ・ 当該委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、校内コーディネーター、ＳＣ、ＳＳＷ、学校運営協議会委員、その他の関係者で構成し、いじめ防止等に対して、実効的に対応できる組織とする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

児童との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図るよう努める。

○ いじめられている児童のサインを見逃さないための取組※巻末参考資料１，２

- ・ 誰にも相談できない児童がいるのではないかと認識の下、日記・生活アンケート、相談カード等児童が書いたものや、日常的な児童とのかかわりにより、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

○ 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、教員がＳＣのコンサルテーションを受けるなど、児童の状況に応じた支援を行う。
- ・ 児童に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

○ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間等の見守りや昼食（給食）指導等、担任や専科教員などの複数教職員で連携して行う。

○ 研修の充実

ＳＣやＳＳＷ、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

○ 相談窓口の周知

学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

(3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組を進める中で、開かれた学校づくりを推進する。定期的に学校公開日（週間）を設けたり、学校支援ボランティアと協働したりするなど、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高める。また、保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

○ 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、注文とならないよう工夫する。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と愛着が深まる取組を推進する。

○ 地域との連携

- ・ 地域にある商業施設、商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター、カラオケボックス、ゲームセンター等、児童がよく立ち寄る場所を地域の健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- ・ 地域行事や各種の催事などに、児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

学校として、「学校基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。これらの情報共有は、気付きを共有して早期対応につなげるのが目的であり、学校の管理職が、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、必要に応じて、市教育委員会に連絡し、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、学級担任や担当教職員が事案や些細な兆候や懸念、情報を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

- ・ いじめに係る情報の報告・相談…いじめに係る情報の報告・相談が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- ・ 事実関係の確認…いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して記録する。そして、直ちに窓口である校長、教頭、生徒指導主任へ情報提供を行う。

※ 5W1H…when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

- ・ 「いじめ対策委員会」の開催…把握した事実を基に今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。（場合により、職員会議の開催）
- ・ いじめられている児童への対応…信頼関係のある教職員が担当する。
- ・ いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
- ・ 周りの児童（観衆、傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・ いじめている児童生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任、管理職、生徒指導主任等の複数で対応する。

- ・ P T A等への働きかけ（必要な場合）…校長、教頭が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長、教頭、生徒指導主任等が担当する。
連携に当たっては、担当者同士の日常的な交流を基本としながら、いじめを認知した際には、できるだけ早期に、想定される支援を要請しておく。

(2) 対応する上での留意点

○ いじめを受けている児童・保護者への対応

- ・ 「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめを受けている児童のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え、守り、解決することを約束する。
- ・ いじめを受けている児童に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませる可能性があるので、このような言動は避ける。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

○ いじめを行っている児童・保護者への対応

- ・ いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ない。また、「いじり・からかい」などと言われることもいじめであるという意識も希薄である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聴く。
- ・ 保護者への対応については、学級担任と管理職等複数で面談することとし、

今後の当該児童への指導・支援の在り方を共に考え、いじめられた児童・保護者の了承が得られた場合、謝罪等を行う場を設定するなど、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。

○ 周りの児童（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・ 周りではやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
- ・ いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- ・ 観衆や傍観者の立場の児童への指導は、いじめられている児童がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせるよう配慮する。
- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

○ いじめの事後指導

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。関係児童の事後の様子を継続的に注視し、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

○ 被害拡大の防止

インターネット上のいじめについては、被害の拡大を防止するため、いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト管理者（児童生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な指導を行う。被害の拡大を最小限に抑えるよう速やかに対応する。

(3) 教育相談の在り方

いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る

資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携した個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童がいじめの行為に至ることもあるため、ＳＳＷによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行う。

○ いじめを受けている児童に対する教育相談

いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。そのことにより、精神的に安定し自信をもつことができるようになる。より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣ・ＳＳＷ等と連携する。

＜手順例＞

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② 事実関係を把握する。
 - ・ 事実をなかなか話さないことがあるので、形式的、表面的な相談にならないよう、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
 - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・ いじめられている児童と信頼関係のある教職員が対応する。
- ③ いじめに対して、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・ 当該児童のよさを自覚させ、学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。
 - ・ 学級等、所属する集団の中で、活動の機会と場等を設定し、自己有用感を感じることで居場所づくりを促進する。
 - ・ 指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避ける。
- ⑤ 当該児童が望む場合には教職員が立ち会い、いじめている児童と話し合う場をもつ。
- ⑥ 教育相談を継続する。

○ いじめを行っている児童に対する教育相談

いじめている児童に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような児童は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、児童の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を心がける。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣやＳＳＷ等と連携する。

<手順例>

① 事実関係の把握をする。

- ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聴く。
- ・ いじめている児童の心情に寄り添いながら、聞き取り等を行う。
- ・ いじめに加わっていた児童が複数の時には、一対一で対応する。

② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。

- ・ いじめている児童は、いじめられている児童の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめられている児童に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかということに気付かせる。
- ・ 児童の心身の成長の過程に即し、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。

③ 自己指導能力を育む。

- ・ 児童との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
- ・ 表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。

④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。

⑤ 教育相談を継続する。

(4) 保護者との連携

○ いじめを受けている児童の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定するなど、保護者の言い分を傾聴する。教職員と保護者が児童のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている児童の保護者の、心情を理解した対応が不可欠である。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受けている児童の人権を護り、いじめている児童に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れないよう、徹底した情報管理をする。

- ・ いじめを受けている児童が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視したりかえってわが子を叱責したりする場合もあるので、保護者が正しく認識するように説明する。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにもより一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

○ いじめを行っている児童の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。特にいじめを行っている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷ、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。
- ・ 正確な事実関係を確認することに心掛け、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童のよりよい成長、いじめが人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめを受けている児童及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子供への指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめを行っている児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、児童のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

○ いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ いじめられている児童・保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重した上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、いじめている児童と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聴く。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(5) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ 日頃からPTAや学校評議員等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や地域協育ネット協議会等の取組を進めたりするなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱いを依頼する。
- ・ 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ 市教育委員会に相談し、いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
(やまぐち総合教育支援センター、県教育委員会、市町福祉部局、青少年健全育成協議会、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等)
- ・ あくまでも学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応することも必要である。特に、いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

(6) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応

インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校は、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

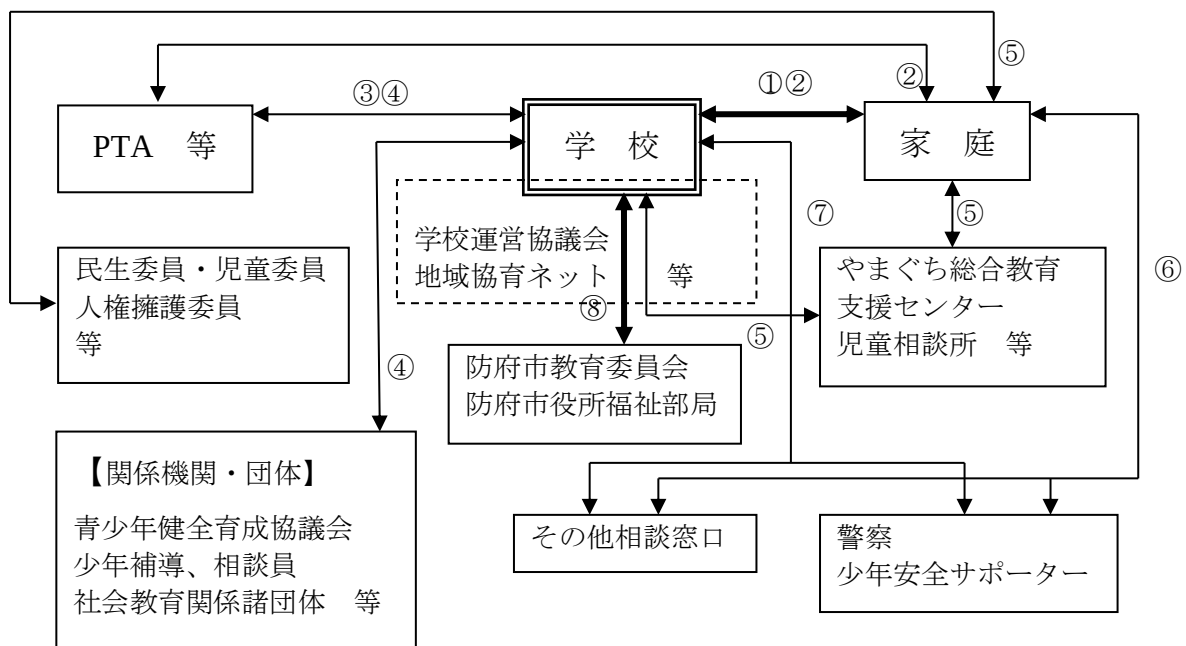
○ 初期対応

インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。

○ 関係機関との連携

市教育委員会と連携し、必要に応じて、防府警察署のネット犯罪担当者、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

いじめ問題に係る関係機関の連携図
(学校を中心としたかかわり)



- ① 家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ② いじめ問題をはじめ、家庭教育のあり方について共通理解を深める。
- ③ P T Aとの協議の機会を設け、一層の連携・協力を図る。
- ④ 学校外での児童生徒の生活の様子等について、情報交換を行う。
- ⑤ 学校・家庭からの相談に応じ、助言等を行う。
- ⑥ 児童生徒、保護者等の相談に応じ、助言を行う。
- ⑦ 情報交換、対応の連携を図る。
- ⑧ 教育委員会と協議し、支援を得る。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝意をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害移動の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの手段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たること。いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)」により、適切に対処する。

(1) 重大事態の判断について

いじめが重大事態であるかどうかの判断等については、法第28条及び国の基本方針(重大事態の意味について)に基づいて行う。

(2) 重大事態への対応

○ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。

○ いじめを受けている児童への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、児童への最善の方法を検討するよう配慮する。

- ・ 緊急避難としての欠席
- ・ 就学校の指定変更や区域外就学
- ・ 学級替え等

○ いじめを行っている児童への対応

いじめを受けている児童を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

- ・ 個別指導の実施等
- ・ 懲戒等の実施

なお、こうした措置を講ずることについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。また、適切に関係機関との連携を図る必要がある。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

○ 調査委員会の設置

学校において重大事態が発生した場合には、速やかに全容解明に向けた調査を行うこととする。調査に当たっては、SC、SSW、少年安全サポーター等を加え、調査結果を適切に当該児童・保護者等に事実を提供することとする。

また、弁護士、大学関係者、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家で構成する調査委員会を設置し、中立的な立場から調査を行うこととする。必要に応じて関係機関と連携できるよう平素から各機関と連携し重大事態の発生に対応できる体制を整備することが必要である。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。学校は、調査委員会等に協力し、たとえ調査結果に学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。

○ 留意すべき事項

重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童はもとより、関係のあった児童は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童や保

護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に全力で努めていく。

(3) 自殺の事案への対応について

児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧提供していくよう配慮する。

遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するため、市教育委員会と連携して対応する。

中関小学校 いじめ防止年間指導計

月	いじめ防止の主な取組	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
4	・週1アンケート・児童情報の共有 ・中関小学校のきまり配布、指導	1ねんせいになって (学活)	1年生をむかえよう (生活)	学級目標をたてよう (学活)	4年生になって (学活)	5年生になって (学活)	学級目標をたてよう (学活)
5	・週1アンケート・児童情報の共有 ・SCによるスクールカウンセリング開始 ・1年生を迎える会 ・あいさつ運動 ・たてわり班はじめましての会	はなのみち (国語)	大すきなフルーツポンチ (道徳)	たてわり班で仲良く遊ぼう (学活)	合い言葉は「話せばわかる！」 (道徳)	下級生をやさしくむかえよう (学活)	下級生を楽しませよう (たてわり班の) (学活)
6	・週1アンケート・児童情報の共有 ・教育相談週間①	はしのうえのおおかみ (道徳)	友だちやもんな、ぼくら (道徳)	いいち、にいつ、いいち、にいつ (道徳)	いっしょになってわらっちゃだめだ (道徳)	宿泊学習 ～自然の中で働か～ (総合)	携帯電話とのつきあい方 (道徳)
7	・週1アンケート・SC面談 ・児童理解の会 (校内研修) ・いじめ対策委員会①	おおきなかぶ (国語)	なかよくあそぼう (学活)	1学期をふりかえろう (学活)	お楽しみ会をしよう (学活)	転校生がやってきた (道徳)	命の重さはみんな同じ (道徳)
8	・生徒指導に関する研修						
9	・週1アンケート・児童情報の共有	うんどうかいにむかって (学活)	森の友だち (道徳)	わたしと小鳥とすずと (国語)	2学期の学級のめあてを考えよう (学活)	運動会を成功させよう (学活・体育)	ばかじゃん！ (道徳)
10 いじめ防止根絶月間	・週1アンケート・児童情報の共有 ・お楽しみ集会 ・児童会によるいじめ防止の取組 ・いじめ防止の職員研修 (いじめ対策委員会②)	こころはつば (道徳)	おれたものさし (道徳)	ちいちゃんのかけおくり (国語)	ドッジボール (道徳)	これって「けんりん」？これって「ぎむ」？ (道徳)	言葉のおくりもの (道徳)
11	・週1アンケート・児童情報の共有 ・教育相談週間② ・あいさつ大作戦	ともだちのよさをみなおそう (学活)	友だちのこと知りたいな (国語)	いただいたい のち (道徳)	携帯電話の落とし穴 (道徳)	くずれ落ちた段ボール箱 (道徳)	長く続いた戦争と人、々のくらし (社会)
12	・週1アンケート・児童情報の共有 ・中学校との情報交換会	お楽しみ会をしよう (学活)	お楽しみ会をしよう (学活)	やさしさ実感 (総合)	ゆうきの心配 (道徳)	同じ空の下で (道徳)	将来の夢・感謝の気持ち (卒業文集) (国語)
1	・週1アンケート・児童情報の共有	ええところ (道徳)	大きくなった自分をふりかえろう (生活)	給食に感謝 身の回りのありがとう (学活)	10歳の集いをしよう (総合)	社会を変える情報 (社会)	歩み続ける私 (総合)
2	・週1アンケート・児童情報の共有 ・教育相談週間③ ・あいさつ運動 ・いじめ対策委員会③ ・6年生を送る会	二わのことり (道徳)	大きくなる体 (学活)	6年生を送る会で感謝を伝えよう (学活)	6年生を送る会で感謝を伝えよう (学活)	6年生を送る会について話し合おう (総合)	6年生を送る会で感謝を伝えよう (学活)
3	・週1アンケート・児童情報の共有 ・児童理解カード整理	もうすぐ2年生 (道徳)	楽しかったよ2年生 (国語)	それはだれの作ひん (道徳)	6年生とのお別れ式で下級生のお手本になろう (学活)	1年間の反省と春休みの過ごし方 (学活)	心に残る卒業式に (学活)

〔参考資料1〕 学校における日常的な観察のポイント（問題行動等対応マニュアルより）

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時から始業時	☐ 他の児童よりも早く登校したり、遅く登校したりする。 ☐ いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 ☐ 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 ☐ 元気がなく、顔色がすぐれない。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
教科等の時間	☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。 ☐ うつむきかげんで発言しなくなる。 ☐ 指名されると、他の児童がニヤニヤする。 ☐ 教職員が誉めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。 ☐ 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがあったりする。 ☐ 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 ☐ 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 ☐ 配布したプリントなどが渡っていない。 ☐ グループ活動の際、一人だけ外れている。 ☐ ふざけた雰囲気の中で、係や委員等にも選ばれる。 ☐ 特定の児童の持ち物に触れることを嫌がる児童がいる。 ☐ 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 ☐ 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
休み時間	☐ 仲のよかったグループからはずされ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 ☐ 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。 ☐ 用がないのに職員室で過ごすことが多い。 ☐ 教職員に必要以上に寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 ☐ 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 ☐ 友達と過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついて行く。 ☐ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。 ☐ 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。 ☐ いつも遊びで使った道具等の後始末をさせられている。 ☐ 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。 ☐ そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	☐ 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 ☐ いつも友達の荷物を持たされている。 ☐ 靴や傘等がなくなる。
その他	☐ 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 ☐ 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 ☐ 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 ☐ 清掃時間、他の児童生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 ☐ 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 ☐ 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる

〔参考資料２〕 実態調査

誰にも相談できない児童がいるのではないかと認識の下、週１生活アンケート調査等を実施する。その際、単なる被害調査に陥らず、児童一人ひとりが日々の生活を振り返って反省できるようにする。

その際、例えば、自宅に持ち帰って記載したり、封筒に入れて提出したりするなど、いじめの被害にあっている児童が、周囲の者を気にせず記載できるよう、十分に配慮する。

生活アンケート（ 月 日 ） （４，５，６年生用）

年	組	番	名前		
1	学校は楽しいですか。		ア とても楽しい	イ 少し楽しい	
			ウ あまり楽しくない	エ 楽しくない	
2	こまったことや、なやんでいることがありますか。（友だちから、いじめられたり、からかわれたりして、いやだったことも書いてください。）		ア ある	イ ない	
3	あなたのまわりに、こまっている人や、なやんでいる人がいますか。		ア いる	イ いない	ウ わからない
4	先生に話したいことがあれば、書きましょう。				

あてはまるものを選んで、記号を○でかこみましょう。